

広島県信用保証協会役員退職慰労金規程

(昭和37年4月1日制定)

第1条 常勤の役員が1年以上在職して退職した場合には、その者の在職期間を次の各号に区分し、当該各号に掲げる割合の合計して得た割合を退職の日における本俸の月額に乗じて得た額の2倍に相当する額の範囲内において、理事会の議を経て退職慰労金として支給する。

(1) 在職1年以上2年未満までの期間については、1月につき100分の5を乗じて得た割合

(2) 在職2年以上3年未満までの期間については、1月につき100分の7を乗じて得た割合

(3) 在職3年以上の期間については、1月につき100分の9を乗じて得た割合とし、以下在職年数1年を増すごとに100分の1を累計した割合により計算し加算する。ただし、累計額の割合は100分の17を超えることはできない。

2 前項の在職期間の計算は、役員に就任した日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 年齢が満60歳に達したことを理由に、役員が本俸を減額された場合、前項の金額については、減額前の本俸をもって減額前の期間について算定した金額に、減額後の本俸をもって算定した金額のうち、減額後の期間に相当する金額を加えた金額を標準とする。

第2条 非常勤の役員にして協会経営につき特に功労のあったと認むる者に対しては理事会の議を経て特別慰労金を支給することができる。

第3条 常勤役員在任中死亡したときおよび慰労金の支給は、職員退職金規程第6条および第7条の規程を準用する。

第4条 国、地方公共団体を勸奨又は定年により退職して退職金の支給を受け役員となった者には、退職慰労金は支給しない。

第5条 この規程に定めるもののほか、退職慰労金の支給に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. 昭和37年4月1日施行

附 則

1. 昭和44年4月1日一部改正

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日に在職している役員から適用する。
2. 前項の役員のうち、施行日の前日に在職している役員については、改正前の規程（第5条中「職員退職金規程第6条」を除く。）を適用する。ただし、第1条中「退職当時の本俸」を「施行日の前日の本俸」に、「在職した月数」を「施行日の前日までの在職した月数」に読み替えるものとする。

附 則

1. 平成14年3月22日一部改正（平成14年4月1日施行）
2. 平成16年3月29日一部改正

附 則

この規程は、平成20年3月12日から施行し、改正後の役員退職功労金規程は、平成17年12月19日から適用する。